柏　原　市　農　業　委　員　会

令和８年８月定例農業委員会議事録

令和８年８月７日

柏 原 市 農 業 委 員 会

日　　時　令和８年８月７日（金）　午後１時３０分～

場　　所　柏原市役所　４階　大会議室

出席者・欠席者の状況

出席者　１７名（農業委員１３名、農地利用最適化推進委員４名）

【農業委員】　（出席○・欠席－）

１番	田　中　　数　雄	○	８番	椀　田　　収　重	○
２番	間　下　全　朗	○	９番	乾　　陽介	○
３番	植　田　　眞　功	○	１０番	谷野　　英之	－
４番	川　口　　智　司	○	１１番	畑　本　惠　造	○
５番	山本　　正	○	１２番	益　池　　智　子	○
６番	髙　見　徳　治	○	１３番	乾　　一	○
７番	横尾　政広	○	１４番	森　口　　忍	○

【農地利用最適化推進委員】

１５番	大　木　　留　美	○	１７番	咲　野　　康	○
１６番	田　中　　圭　作	○	１８番	森　岡　　稔	○

事務局出席職

局　　長　　北井　潤一

主　　査　　兼嶋　憲司

米澤　直子

配布物

・農業時報

・柏原市農業委員会における農地転用届出事務の処理及び事務決裁に関する規程（昭和 57 年農委規程第 1 号）

・第 26 期　柏原市農業委員会委員名簿、第４期　農地利用最適化推進委員名簿

議　事　日　程

（報告事案）

農地法第４条第１項第７号の規定による届出報告　　１件

（議決議案）

議案第１号　　農地法第３条の規定による許可申請について　　１件

議案第２号　　都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画に対する意見決定について　　１件

（その他）

事務局からの連絡事項

・登記事項証明書の添付省略について
・農業新聞について
・農業時報について
・活動報告について

局　　長　　あいさつ

会　　長　　あいさつ

（柏原市農業委員会会議規則第５条第１項の規定により会長が議長の席につく）

議　　長　　現在、過半数の委員さんが出席されていますので、柏原市農業委員会会議規則第８条の規定により、８月定例農業委員会が成立しているものと認め、ただいまより会議を開催します。
初めに、本日の議事録署名者を選出したいと思いますが、署名者につきましては、私の方より指名させていただいてよろしいですか、お諮りします。

（異議等無し）

議　　長　　ただいま、異議無しの声がありましたので、本日の議事録署名者を
田中数雄委員　と　間下委員にお願いします。
委員の異議はございませんでしょうか。

（異議等無し）

議　　長　　異議がないようですので、議案書のとおり議事を進行することといたします。
それでは、報告案件「農地法第４条第１項第７号の規定による届出報告」について１件、事務局より説明お願いします。

事 務 局　　農地法第４条とは､自ら所有する農地を､所有権を移転することなく、住宅や駐車場など、農地以外の用途へ転用する場合に必要となる手続きです。
農地が市街化区域内にある場合は、農業委員会への届出により転用することができます。一方、市街化調整区域内にある場合は、大阪府知事の許可が必要となります。
なお、必要な届出や許可を受けずに農地を駐車場や建物などへ転用した場合は、農地法違反となり、原状回復命令などの措置が講じられることがあります。
本件につきましては、市街化区域内の農地転用届出であることから、柏原市農業委員会専決規程に基づき、既に会長専決により処理を行っております。

専決規程につきましては、お配りしております「柏原市農業委員会における農地転用届出事務の処理及び事務決裁に関する規程（昭和５７年農委規程第１号)」をご覧ください。
市街化区域内の農地転用は、農地法上「許可」ではなく「届出」の手続きとなっているため、事務処理の迅速化を図る観点から、会長専決により処理を行い、その内容を後日の定例会において報告する取扱いとなっています。
ただし、紛争が生じている場合、又は紛争が生じるおそれがある場合については、専決処理を行わず、定例会において審議することとなっています。
それでは、本日の案件についてご説明いたします。
議案書の２ページをご覧ください。地図と写真は１をご覧ください。
受付番号１（届出人の氏名等を説明)。
場所は、本郷橋交差点の西側約２５０メートルの本郷３丁目に位置しております。昭和４０年ごろより道路として使用されておりましたが、転用届が提出されておりませんでしたので、今回始末書付きで届出されております。転用目的は、公衆用道路です。事務局からの説明は以上です。

議　　長　ただいまの説明につきまして、地元の委員様は何かご意見等ございませんか。

間下委員　これは、市道本郷２１号線の中にある土地ではないでしょうか。
昔、道を作るときに農家の者が市へ土地を寄付して、市が工事をした。市道の一部ではないでしょうか。所有権移転もせずに残っているのであれば、柏原市の責任ではないでしょうか。関連して、枝番が同じものが残っていますが、同じように残っているのであれば、職権で所有権移転すべきではないでしょうか。
住所も本郷３丁目になっているが、図面で言えば、５丁目になるのではないでしょうか。始末書は誰が出すべきなのかも含めて、もう一度整理して、次回で結構ですので、報告してほしいです。

事 務 局　次回ご報告させていただきます。

議　　長　他の委員様は、何かご意見等はございませんか。

（意見等無し）

議　　長　　続きまして、議決案件に移らせていただきます。議決案件１件目「農地法第３条の規定による許可申請」について、事務局より説明お願いします。

事 務 局　　それでは、説明させていただきます。
農地法第３条の規定について簡単にご説明させていただきます。
耕作を目的として農地や採草放牧地の売買や貸借などを行う場合は、農地法第３条の規定により､原則として農業委員会の許可が必要です。
許可を受けないで行った売買や貸借などは、その効力を生じません。
これは、農地が投機目的で取得されたり、耕作されないまま放置されて農地が荒れてしまうことを防ぎ、農地を適正に利用するためです。
主な許可要件としては、取得する農地を含めて所有または借り受ける農地のすべてを効率的に利用して耕作することや、農地法上は必要な農作業に常時従事することなどがあります。なお、大阪府の場合は農作業に年間６０日以上従事することが必要とされています。また、周辺の農地利用に支障を生じさせないことなども審査されます。それでは、案件を説明いたします。
議案書の３ページをご覧ください。地図と写真は２をご覧ください。
受付番号２（譲受人・譲渡人の氏名等を説明)。
場所は、まどか保育園の東側約２００ｍの大字大県に位置しております。
譲受人は年間１６０日農作業に従事されており、現在、常時雇用者は８名で、今後１名増員する計画が提出されております。
また、今回取得予定の持ち分を除く所有権については、既に譲受人が所有されております。現在も譲受人が当該農地においてぶどうを栽培されており、新たに持ち分を取得することについても問題はないと考えております。
説明は以上です。本申請について、ご審議賜りますようお願い申し上げます

議　　長　　ただいまの説明につきまして、地元の委員様は何かご意見等ございませんか。

（地元委員意見等無し）

議　　長　　他の委員様は、何かご意見等はございませんか。

（意見等無し）

議　　長　　それでは、決議をとります。なお、議決案件となりますので、採決は農業委員のみとなりますのでご了承ください。申請について、「許可」してよろしいですか、お諮りします。

（委員全員異議無しとの声が上がる）

議　　長　　異議がないようですので、「許可」することといたします。
続きまして、議決案件２件目の「都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画に対する意見決定について」について、事務局より説明お願いします。

事 務 局　　それでは、説明させていただきます。
都市農地の貸借の円滑化に関する法律とは、市街化区域内の生産緑地の貸借で、農地を借りて本格的に農業を行いたい人が事業計画を市に提出し、市長から認定を受けて、生産緑地を借り受けする仕組みとなります。貸し手は税制上の優遇措置が継続され、期間満了で確実に農地が返還されます。
それでは議案について説明させていただきます。説明につきましては、所管部署が産業振興課でありますので、兼務しております農業委員会事務局からさせていただきます。
議案書の４ページをご覧ください。地図と写真は３をご覧ください。賃借権等の設定を受ける者（借り手)、所有者（貸し手）の氏名について説明。場所は、国分東小学校北側の国分東条町に位置しております。令和８年７月 14 日に申請があり、本件の上程となりました。
本件土地は特定生産緑地に指定されている農地であり、令和８年９月１日から特定生産緑地の指定期限である令和 14 年８月 18 日までの５年 11 か月 18 日を契約期間とする使用貸借契約を締結するものです。
当該都市農地においては、屋上緑化等の緑化事業に使用する緑化用苗の育苗・生産及び販売用ぶどうの栽培・生産を行う計画となっております。
生産した緑化用苗については緑化事業者等へ販売し、また、ぶどうについては生食用として販売することで、継続的な農業経営を行う計画となっております。

議　　長　　ただ今、事務局から説明がありましたが、それぞれ地元の委員様は何かご意見ございますか。

乾陽介委員　どのようなことをされる計画でしょうか。ぶどうですか。

事 務 局　　一部ぶどうを栽培される予定ですが、主に屋上緑化用の苗を栽培される計画で提出されています。

間下委員　　借主はどれくらい農業に携わっておられますか。

事 務 局　　現在は、担い手塾の塾生であり、ご自身の事業として造園業をされています。緑化用苗の担い手が不足しているということもあり、元請けと協議の結果、造園業から転職し、元請けの協力を得ながら屋上緑化用の苗を生産する事業を始めるとのことです。

間下委員　　昨年農地パトロールで確認した農地ですが、４筆だけ外れているところはどうなるのでしょうか。放置されるよりは耕作された方が、周辺の方も助かるかと思いますが、すべての農地を計画通りにしてもらえるのか。今後、農業委員会へ年一回写真を撮って報告をしてもらうようにすることはできないでしょうか。一部ではなく、借り受けた農地全体を有効利用しているという報告をしてもらった方がいいのではないでしょうか。

事 務 局　　外された４筆は、農業用の小屋があるところになるのですが、少し耕作したいという所有者さんのご意向で外されています。年一回報告するのは、農業委員会の付帯意見としてあげるということでよろしいでしょうか。

乾一委員　　ずっと放ったらかしだったところだったので、やっと今回この形でいい方向で進んでるので、付帯意見で良いと思う。今年も農地パトロールで回るだろうし。

乾陽介委員　これは個人ですか？会社ですか？

事 務 局　　個人になります。

森口委員　　緑化用の苗の栽培というのは農地利用として問題ないのでしょうか。

事 務 局　　地植えではなくプランターでの栽培となりますが、農地利用として認められるものとなります。

議　　長　　他の委員の皆様は、何かご意見等ございませんか。

（意見等無し）

議　　長　　それでは、決議をとります。なお、議決案件となりますので採決は農業委員のみとなりますのでご了承ください。
この都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画に対する意見決定について、市に対し「異議無し」と回答してよろしいですか、お諮りします。

間下委員　　意見をつけてお願いします。

事 務 局　　効率的に利用できているか含めて年一回報告を求めるということでよろしいでしょうか。

間下委員　　平地ならわかりやすいですが、境界もわかりにくいと思うので、はっきりわかるようにしてもらった方が良い。

（委員全員異議無しとの声が上がる）

議　　長　　ありがとうございます。本件については、付帯意見を付して「異議無し」と市に対して回答することと致します。

議　　長　　続きまして、事務局より連絡事項等お願いいたします。

事 務 局　　はい、事務局より５点連絡がございます。
１点目は、7 月 21 日の初総会でお配りできておりませんでした、農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の名簿を、本日配付しております。配付漏れとなり申し訳ございませんでした。ご確認をお願いいたします。
２点目は、農地法の手続きにおける登記事項証明書の添付省略についてご説明いたします。

これまで、農地転用等の届出の際にご提出いただいておりました登記事項証明書につきましては、今後、添付を省略できるようになります。これは、柏原市において法務局の登記情報連携システムを利用できるようになったことによるもので、農地法関連手続きに必要な登記事項証明書は、申請者に代わって市が取得いたします。
なお、こちらは８月からの運用開始を予定しており、近日中に市ホームページにもお知らせを掲載いたします。
３点目です。
初総会でご紹介しました全国農業新聞につきましては週１回発行され、ご自宅へ届いているかと思います。購読料は農業委員会で負担しておりますので、委員活動に役立つ情報源として、ぜひご覧いただければと思います。
４点目です。
農業時報を各テーブルに置いております。２ページの大阪府農業会議役員紹介の欄に、理事として川口会長が掲載されております。またお時間のある際にご覧いただけますと幸いです。
最後５点目は、７月分の活動報告についてです。
初回の総会でもご説明いたしましたとおり、総会にご出席いただいた際には、活動報告をご提出いただくこととなっております。ご提出のほど、よろしくお願いいたします。
記入漏れがないか今一度ご確認いただき、記入済みの活動報告はテーブルの上に置いたままお帰りください。
もし記入方法についてご不明な点がございましたら、事務局までお気軽にお尋ねください。
事務局からは以上です。

議　　長　　ありがとうございました。最後に、委員の皆様、質問・連絡等何かございましたらお願いいたします。

議　　長　　これで本日の議事日程は全て終了いたしました。慎重なる審議をいただき有り難うございました。

議　　長　　それでは､閉会にあたりまして一言､横尾会長代理よりお願いします。

横　　尾
会長代理　　委員の皆様におかれましては、お忙しい中、慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。

次回の農業委員会は、令和８年９月７日（月）午後１時３０分から市役所４階中会議室にて開催させていただく予定となっております。
これをもちまして、８月定例農業委員会を終了致します。
ありがとうございました。

閉　会　　午　後　２　時　０　５　分

本会議顛末を記載し相違ないことを証するためここに署名する。

議　　長　　川口　智司

議事録署名者　　田中　数雄

議事録署名者　　間下　全朗